

前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊インターン 募集要項

1 募集人数	若干名
2 主な活動	以下の活動を本市が委嘱するコーディネーターの支援を受けながら実施する。 (1)市内 23 地区の地域づくり協議会をはじめとした地域団体等が行う地域行事や住民交流等の取り組みに積極的に参加・協力するなどの、本市の地域づくりを推進するための活動(活動例:地域行事への支援・参加、地域のデジタルデバйд解消に向けた支援) (2)本市における地域の魅力(住民活動)をさらにPRするための積極的な情報収集、情報発信 (3)前各号に定めるもののほか、主に前各号の趣旨を達成するために、市長が必要と認める活動
3 活動場所	市内全域
4 応募資格	(1)現在、3 大都市圏をはじめとする都市圏に住民票を有する者(国基準による地域要件あり) (2)年齢はおおむね 20 歳から 50 歳までとし、地域住民の一員として地域協力活動に熱意を持って取り組むことができる者 (3)活動期間中は前橋市内に滞在することができる者 (4)本要項の趣旨及び活動について理解している者 (5)普通自動車免許を有する者 (6)パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、SNS等)の操作ができる者 (7)下記5の委嘱期間に活動できる者
5 委嘱形態・委嘱期間	(1)募集対象の要件を満たした者の中から市長が委嘱します。 【市と雇用関係のない外部協力者として委嘱】 (2)委嘱期間は原則として下記のとおりとします。 令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 11 月 29 日までの連続した 60 日間 ※インターン実施期間は、市と参加者の協議のうえに変更となる場合があります。
6 活動時間等	活動日は、30 日間あたり 22 日とします。活動時間に換算すると、およそ 308 時間(1 日 7 時間×44 日)となります。市が作成したプログラムを基にコーディネーターと協議し、活動内容、活動日、時間、休日等を調整します。 (休日は、報償費算定の基礎となる活動時間には含まれません。)
7 報償費	報償費は、2 週間あたりの活動期間を基に算定するものとし、1 日あたり 11,550 円とします。 ※支給時には、源泉所得税が控除されます。 ※報償費には、住居費用、活動用車両借上料、活動旅費等移動に要する経費、消耗品等に要する経費、食費等、活動に関するすべての必要経費が含まれております。他の支援はありません。 ※支払い時期は、原則として活動開始日から起算して、2 週間後締めとし、当該締め日より概ね 3 週間後の支払いとします。 ※報償費の上限は、60 日間で 44 日の活動実績がある場合に、508,200 円(源泉徴収前)となります。

8 市の支援	傷害保険(個人賠償責任保険含む)の加入
9 福利厚生等	前橋市との雇用関係はありません。国民健康保険等の社会保険料はインターンシップ参加者本人が負担することとします。
10 応募受付期間	令和7年7月7日(月)～令和7年8月8日(金)
11 応募方法	(1) 応募方法 「前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊インターン応募用紙」に必要事項を記入のうえ、下記まで郵送または直接ご持参ください。(郵送の場合締切日必着) (2) 提出書類(提出された書類は返却いたしません) ① 応募用紙 ② 住民票(本人の住所・氏名・生年月日がわかるもの) ③ 自動車運転免許証写し (3) 選考方法 ① 第一次審査(書類審査): 審査終了後、結果を文書で通知します。 ② 第二次審査(面接審査): 前橋プラザ元気 21 にて行います。 第二次審査の詳細は第一次審査の結果とともにお知らせします。第二次審査の結果は文書で通知します。 ※募集にかかる経費(書類作成費、交通費等)については、個人負担となります。
12 隊員委嘱	活動状況が良好な場合は、市と参加者で協議のうえ、正式に地域おこし協力隊員として委嘱することがあります。
13 問い合わせ	前橋市 市民部 市民協働課 地域づくり係 〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-12-1 前橋プラザ元気 21 3F TEL:027-210-2196 FAX:027-237-0810 Email:kyoudou@city.maebashi.gunma.jp